

次世代知財システム検討委員会（第2回）

日 時：平成 27 年 12 月 1 日（火） 16:30～18:30

場 所：中央合同庁舎 4 号館 123 会議室

出席者：

【委 員】中村委員長、赤松委員、上野委員、亀井委員、川上委員、喜連川委員、
瀬尾委員、田村委員、福井委員、水越委員、宮島委員、柳川委員、山口委員
【事務局】横尾局長、増田次長、磯谷次長、田川参事官、永山参事官、中野参事官補佐

1. 開会
2. 新規ビジネス創出と知財制度
 - (1) 自動集積されるデータベースの保護のあり方
 - (2) 大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度
3. その他
4. 閉会

○中村委員長 では、ただいまから「次世代知財システム検討委員会」第2回の会合を開催いたします。

お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日今日御出席いただいています委員の方は座席表のとおり、今回は全員出席と伺っております。

なお、前回御欠席だった上野委員を御紹介させていただきます。

○上野委員 上野と申します。

前回の会合は欠席せざるを得なかったのですけれども、大変お話が盛り上がったと聞いております。今後、どうぞよろしく願いいたします。

○中村委員長 よろしく申し上げます。

田村委員は、前の予定のために少し遅れて参加をなさると伺っております。

では、議事に先立ちまして、知財事務局長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○横尾局長 知財事務局の横尾でございます。

皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今、中村委員長からありましたが、田村先生は後ほど来られますけれども、今日は全員ご出席ということで、大変関心が高いということのあらわれではないかと大変嬉しく思っております。

前回も大変刺激的な議論がございまして、今日から各論に入りたいと思っています。

人によって表現は違いましたが、中期的にあるいは当面やるべきこととこのことをまずフォーカスするというので、ただ、その際、やはり長期の視点というのも失わずにぜひ議論したいと思っております。

この場での検討に関連しまして、後ほど事務局から紹介いたしますが、TPPに関連して、先日24日に「知的財産分野におけるTPPへの政策対応」を知財本部決定いたしました。

特に著作権に関連しては、権利の保護と利用のバランスが大事であるということで「著作物の利用の円滑化」という項目立てをして、まさにこの場で検討していることも今後の検討すべきこととして盛り込んであります。

総理からも利用の円滑化にしっかり取り組むという御発言がございました。川上委員には本部員として、また、中村委員長には全体の検証・評価・企画委員会の座長として、言ってみれば、知財の考え方の根本というか、そもそも論に立ち返って問い直されるというか、そういう議論が大事だという御指摘を本部会合でもいただきましたので、ぜひ根本に立ち返りながら議論を進めていただければと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

○中村委員長 どうもありがとうございました。

私も先日の知財本部の場に参加をしまして、特にTPPを受けての著作権の非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように対応するというのを、総理も、島尻

知財担当大臣も、馳文科大臣も、皆さんそろっておっしゃって、かなり印象深かったことであります。

では、議事に移りたいと思いますが、まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○永山参事官 お手元の議事次第にございます配付資料としては、6点御用意させていただいています。

資料1 自動集積されるデータベースの保護のあり方

資料2 大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度

資料3 田村委員ご説明資料

資料4 委員会の検討スケジュールと主な議題（案）

参考資料1 知的財産分野におけるTPPへの政策対応について

参考資料2 次世代知財システムの在り方について（論点）

でございます、資料1、資料2が事務局で作成をいたしました本日の討議用の資料でございます。

参考資料2は、前回、第1回目の会議で配付させていただきました全体の論点につきまして、まとめた資料でございます。

配付資料は以上でございますが、不足がございますれば事務局にお申し出いただければと思います。よろしいでしょうか。

今、局長からも説明いたしました、TPPの政策対応については、若干お時間をいただきまして御説明させていただきたいと思っております。まず、参考資料1をご覧くださいませでしょうか。これが11月24日に知財本部で決定がなされました「知的財産分野におけるTPPへの政策対応について」でございます。

1が「知的財産分野におけるTPPの意義」ということで、TPPは21世紀のルールを構築するものであるということ。知財分野でも我が国の企業の域内での知財を活用した事業活動を促進し、ひいては我が国の知的創造活動の活性化につながるということが期待されるということ。

「2. TPP協定の実施のために必要な知財制度の整備」はTPPを受けての制度改正の部分でございますが、知財分野においては、著作権関係で（2）に5点ございますが、その改正につきまして、リード文にございますように、協定の発効とあわせて実施されるように早急に検討を行い、必要な措置を講ずるものとするとなっております。

2ページの次の段落のところは二次創作の関係でございますが、一部非親告罪化については、二次創作への委縮効果等を生じないように範囲を適切に限定するということを特に記載しております。

「3. TPPの活用促進による新たな市場開拓等」ですが、コンテンツの関係ですと、「（2）我が国コンテンツの海外展開への総合的な支援」として「①放送コンテンツ等の海外展開支援」、「②コンテンツと非コンテンツ産業の一体的な海外展開の推進」を掲げてございま

す。

(3)では「TPP域内での知的財産保護水準の向上への支援」について整理してごさいます。

3ページの「4. TPPを契機としたイノベーションの促進・産業活性化」ということで、(3)が「TPP協定の締結を契機とした我が国知財システムの更なる活性化」でございませう。

①が「著作物等の利用円滑化」ということで、最初の線を引いているところは、保護期間の延長を踏まえて、裁定制度の改善、権利情報の集約化等必要な措置を順次講じるといふこと、次の線のところですが、ここがまさに当検討委員会で御検討をいただいている事項にかかわるところでございませうが、デジタル・ネットワークの発達に対応し、さまざまな社会的な諸課題への対応について検討するとともに、次のページですが、柔軟性の高い権利制限規定、円滑なライセンス体制等、新しい時代に対応した制度等のあり方について検討を進めるといふことになってございませう。

この11月24日の本部決定を受けまして、翌25日には政府全体のTPP関連政策をまとめた政策大綱が決定されております。知財分野については、今ご覧いただきましたペーパーがベースになっております。

説明は以上でございませう。

○中村委員長 ありがとうございます。

今の報告について、何か質問、コメント等はあるでしょうか。

どうぞ。

○福井委員 福井でございませう。ありがとうございます。

冒頭のTPPの関連の2.ですけれども、協定の発効とあわせて実施できるように、各種制度整備について検討を行うとあります。これは、例えば、来年の通常国会で前倒しで国内法を整備し、その施行だけを協定の発効とあわせるというようなことを意味しているのでしょうか。

○永山参事官 例えば著作権法の改正案について、どの段階で国会に提出し、施行をどうするかということについては、現在、この本部決定を踏まえながら文化庁で検討されていると承知しております。

○福井委員 わかりました。

一応、重要なことなので意見として申し上げておきますと、協定の発効ということですから、今後、国際情勢、米国の情勢等を踏まえて、それは2年後になるか、あるいは3年後になるかわからないわけでありませう。そうすると、今から3年前に現在のIT社会のありようを十分予測できていた人がいたかといふと、そんな変化のスピードではないわけでありませう。

つまり、この先、国際情勢、情報社会をめぐる情勢がどうなるかわからないうちに、国内法だけを前倒しで立法してしまい、あとは施行のタイミングだけを調整するといふのは、制度の柔軟性とか国際情勢を十分踏まえた、その時の状況に応じた柔軟な制度を取り入れ

るという意味では、少し前のめり過ぎるのではないかなと思いますので、意見として申し上げておきます。

○中村委員長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

後ほど時間があれば、またそういった全ての議題、課題についても、お話しいただければと思います。

では、ひとまず最初の議題に入ります。

今回は総論について議論いただいたのですが、今回からは各論ごとで詳細な議論を進めるということになっておりまして、今日は「新規ビジネス創出と知財制度」ということで、テーマが2つあります。

1つ目が、自動集積されるデータベースの保護のあり方

2つ目が、大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度
ということになっております。

最初のテーマであります「自動集積されるデータベースの保護のあり方」について、事務局から論点の整理をお願いします。

○永山参事官 それでは、お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。討議用の資料でございます。

この資料は「自動集積されるデータベースの保護のあり方について」、論点等を整理させていただいたものでございます。

参考資料2として前回の資料もお配りしておりますけれども、前回の資料では、問題意識として記述としてはこういう記述をさせていただいておりました。大量の情報を集積・活用する新規ビジネスとして、データベースの重要性は今後増していくと考えられるけれども、現行法による保護で十分かどうか、それについて検討いただきたいということで、前回、御説明をさせていただいた論点の整理ペーパーがこれでございます。

まず「1. 前提」は、議論の前提として「(1) データベースとは」何かということですが、そこに著作権法の定義がございませが、それを参考にいたしまして、本委員会の今後の議論としては「①何らかの情報の集合体であって」「②電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」の2つの要素を満たすものをデータベースとして、これからの検討をお願いしたいと思っております。

「(2) データベースに関連する現在の保護法制」でございませが、①が「著作権法による保護」、②が「不正競争防止法による保護」ということでございませ。

著作権法につきましましては、そこにございませように「情報の選択又は体系的な構成」によって創作性を有するものについては、著作物として保護の対象になってございませ。

2ページ目、②が「不正競争防止法による保護」でございませが、2つ目のポツにある「秘密管理性」「有用性」「非公知性」の3つの要件を満たすものについては、営業秘密として不競法の対象、保護が適用される可能性があるということでございませ。

これが現行法によるデータベースの保護の仕組みということでございませ。

「2. データベースを巡る環境変化」は、今日御検討いただく背景について整理をさせていただきます。

著作権法にデータベースの規定が導入されたのは昭和61年になりますが、その当時の状況について（1）でまとめさせていただきます、（2）がその後の状況の変化ということで整理をさせていただきます。

「（1）著作権法による保護導入当時のデータベースの性質」では、最初のポツのところですが、昭和61年当時は、蓄積される情報の様式や分類体系を定めたり、キーワードを付す等、人が体系的な構成づけを行うということが大前提であり、そのことから、人が行う創作性に着目して、データベースを著作権の対象として保護するという法改正が昭和61年になされたということでございます。

「（2）技術進歩に伴う『情報の集合体』の価値向上・役割の変化」が、その後、特に近年の変化ということでございますが、最初のポツにありますように、IoTの進展等によりまして、インターネット上のさまざまな情報、いろいろなセンサーから得られる情報というものが機械的にサーバーに集積されるということが起こりつつあるということでございます。

しかも、2つ目のポツにありますように、それが企業の経営資源として大きな価値を持つようになってきているということが言えようかと思えます。

3つ目のポツでは、技術の進展によりまして、特に昨今の画像認識技術の向上によりまして、デジタル化した画像から必要な情報を取得する等、人手による加工を従来ほど要せず使えるデータベースがつかれるようになってきているということを変化として記述しております。その行き着く先は人工知能ということになるかと思えますが、そういう変化が起きてきているということでございます。

2ページ一番下の注の2に書いてございますように、そういう変化があるわけでございますが、そういう変化がある中でも、当然、自然科学分野等、自動集積された情報の集合体を人手で加工することが引き続き不可欠な分野も存在するという注意書きをさせていただきます。

3ページ目の「3. 検討の対象」ですが、そのような変化を踏まえた上で、この検討委員会でどういう点について検討いただきたいかということ整理させていただきます。

最初のポツにございますように、機械的に集積された情報の集合体については、現行法上も、人手により加工を施したものについては、創作性がある場合は保護の対象になるということでございますが、逆に、現行制度上対象にならないものはどこかということで整理させていただくと、そこにあるA)とB)が該当するのではないかとございませう。

A)は「機械的に集積されたままの情報の集合体」で、こういうものについては創作性は認められず、現行の著作権法の対象にはならないのではないかと。

B)については、機械的に集積された情報の集合体に対して、人手ではなくコンピューターが加工を施し創作性を加えるということで、そういうものについては、現行の著作権法による対象外ということで、矢印にございますが、現行法体系による対応で十分かどうか、さらに対応が必要な部分があるかという点について御検討いただければと考えております。

「4. 検討のポイント」として3点整理させていただいております。

1つ目が「(1) 投資インセンティブの観点」ということで、当然、A) やB) のような著作権法の保護対象にならない情報の集合体を構築するためにも多大な労力、投資が必要であるという一方で、2つ目のポツですが、システムのアクセス管理等によって、一定の保護も可能ではないかという観点を整理させていただいております。

「(2) 漏洩対応の観点」でございますが、実質的に漏えい対策が施されているものについては、現状でも不競法で営業秘密として差止請求等が認められる可能性が高いということで、そう考えると、漏えい対策が十分に施されているものにつきましては、特段の問題は生じていないのではないかという点。

「(3) 情報独占への影響の観点」ということで、ここはA) とB) それぞれに分けて記述させていただいておりますが、A) のような情報を機械が大量に集積しただけのものについては、排他的な権利を仮に認めたということになりますと、データの集合体に権利を認めるということで、先行者による情報独占を結果的に認めてしまい、過剰保護による競争の阻害につながりかねないのではないかという整理をさせていただいております。

B) につきましては、創作性をAI等のコンピューター、人間以外の者が加えるということでございますので、これは次の大きな論点、次回以降に御検討いただくAIの創作物を知財制度上どう位置づけるかという議論の中で御検討いただくということで整理できるのではないかということで、この資料を整理させていただいております。

4ページ目は、前回、データベースに関して各委員からいただいた御意見をまとめさせていただいているものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

4ページ目の議事概要にありますように、前回、川上さんと喜連川さんがおっしゃっていたことを事務局として整理したことと思いますが、3ページ目の「上記A)、B) について、投資インセンティブや利用の実態、情報独占への影響等の観点から、現行法体系による対応で可能かどうか、さらに対応が必要な部分があるか」という、問題意識がこれでもいいかということと、それから、その後「4. 検討のポイント」で3つ書いてありますけれども、こういうところがポイントでよいのかということが今回のポイントということになろうかと思っております。

では、これについて、意見、コメント、質問等がありましたら、お出しいただければと思います。いかがでしょうか。

○喜連川委員 余り物議を醸す発言をするつもりはないのですが「4. 検討のポイント」の(1)～(3)はそのとおりではないかなと思うのですが、1ページ目に【データベースの創作性が否定された例】というのが書いてありまして、自動車情報データベースで自動車の選択や自動車に関する情報というのは「通常されるべき選択であって、原告データベースに特有なものとは認められない」と書かれてあるのですけれども、データベース的にはこんなものはスケールで書けば皆こうなるわけです。

逆に言うと、創作性があるものとは一体どんなものをおっしゃっておられるのか、これは否定された例しか書いておらずよくわからないので、例を教えてくださいませんか。

○永山参事官 この翼システムの判決で問題になった例は、かなりプリミティブな例でございまして、データベースとしてはかなり原始的というか、かなり単純なものについて創作性が否定されたということで、今日は認められた例の資料はつけておりませんが、その後、データベースについても、かなり複雑といいますか、精緻なデータベースについては、判例等でも、創作性についてかなり広く認められてきているのが現状だとは思っております。

○喜連川委員 つまり、データベースはどんどん複雑になっていくと思うのですけれども、ここで否定されているような選択というのは、どんなデータベースでも一般にはこういう選択条件はつきますので、例えば、幾ら以上お金を使っているロイヤルクライアントはどんな方ですかというのは、デパートでよく使うわけですね。

そうしますと、ここでおっしゃられている創作性というのが私はよくわからなくて、繰り返しになりますけれども、検討のポイントはこれで結構だと思うのですが、これは根源、根本に立ち返ってと横尾局長がおっしゃっていただいて、今の時代、何が一番重要かという、何をデータベースとして格納しておくのか、対象とするデータ空間をいかにデザインするかが一番重要な時代になっているのです。

今までは記憶装置が物すごく高かったので、蓄える量をミニマイズするというのがほぼ全ての最適化関数だったのです。ところが、今は原則、紙よりはるかにチープになったので、ほぼタダで蓄えることができる。

その時に、今までのようにけちけちためるのではなくて、もうexhaustive (イグゾースティブ)に蓄えるような時代感になってきているというところで、例えば、PASMOとSUICAでは蓄えている情報が違うのです。OD両方を片側のカードはつくられておりまして、これは結構有益な情報になったりしております。

それは、そのデータ量を圧縮しよう、つまり、ビリングだけをしようと思えば、必要最小限な情報だけを入れておいたほうが得なのです。ところが、人のムーブメントを見るような新たな価値創出をしようと思うと、当初、要らないようなデータも入れておいたほうが実は価値になってくるわけです。これがいわゆるIoT時代のデータの蓄え方に対する新しいインサイトだと思います。

その時に、では、創作性とは一体何なのかというあたりの疑問が湧いてきたもので、お

伺いさせていただきます次第です。

繰り返しになりますが「4. 検討のポイント」の(1)～(3)はこれでいいと思うのですが、何となく直交しているような気がいたしまして、先ほど言いましたように、スマートカードのデータというのは、ある種、自動的に、機械的にどんどん入ってくるわけです。ですけれども、ワールドワイドを見た時に、こんなものを持っている国というのは日本ぐらいです。それがトランスポーターションのシステムというのを根源的に変えているわけです。

つまり、大きなディザスターがあった時、それにどう対処するのか。あるいは人が不幸にも世をはかなまれるような場合に、どのように迂回経路を出すのか。あるいはオリンピックの時、ここが混んだらどうするのかというようなことが可観測になっている世界の都市というのは、もう日本ぐらいしかない。

そういうものはすごく創作性があるのではないかと私は個人的には思うのですが、だからといって、この(1)～(3)に関しては、別にそんなことを言わなくても、個人でちゃんと隠し持っていればいいだけの話なので、著作権を認める必要がないのかもしれないのですが、機械的ということだけで独創性がないというようなことではなくて、機械的に何を集めるかというところはすごく独創性を必要とするポイントではないかなと思って、少しだけ発言をさせていただきます次第です。

○川上委員 今のことに関連して、私も似たような疑問を実は持っていて、創作性とは何かという、この条文自体がもはや解釈不可能になっているのではないかなと思うのです。

実際、翼システム事件の書いているのは、著作権というよりは、どちらかというところ、特許か何かという感じの議論になっていて、その後の例とかも見てみると、まず、データベースをつくる時に、データを蓄積するのが偉いのか、それとも、例えば、データベースのカラムや、データベースの設計をする部分に著作権があるのか、多分どちらかだと思うのです。

データベースをつくることで難しいのは、加工のプロセスに対して権利を認めるのか、それともデータの持ち方に対して何かそういうものを見つけるのか。その組み合わせなのかもしれませんが、この資料を読んでいると、現行、何かまるでデータベースのカラムの設計に著作権があるような解釈になっているように読めるのですが、実際どうなのですか。

○喜連川委員 私も聞いているとそう感じて、同じ質問をしているのです。

○川上委員 そういうことです。同じ質問だと思います。

○瀬尾委員 いいですか。

著作権というのはやはり表現なのです。表現というのは人固有のものだと思うのですが、データベースの著作物といった時に、当然、創意工夫がプログラムにあると思うのですが、今、すごく問題があって、例えば写真でも、表現としての写真と単なる情報とし

ての写真というように、情報と表現という2つの極端なところにグラデーションを持っていろいろなものが混じってきていて、それを切り分けなければならないということで、すごく悩ましいというのは写真でもあります。

今回、このデータベースの話が私が聞いた時に、今後、自動生成等いろいろなことがあるのですけれども、その権利も著作権で全てやってしまっ、もしくは特許となってしまうのではなくて、いわゆる著作権と特許の間になるような権利の保護の仕方というのがあるように私は思うのです。

要するに、個人の表現物として著作物を切り出してしまっ、今後、こういうテクニカルなもの、もしかすると、写真というのは、唯一そういう機械が入った著作物なのかもしれない。ほかは皆筆等、余りメカニカルに頼っていないのですが。

だから、私は、写真を例にとりて考えると、機械に頼っている著作物というものの独自性は機械の進歩によってどんどん変わってくるので、これはすぐできないかもしれませんが、本来、著作権と特許の間にあるような権利の保護の仕方、もしくは「何とか権」になるのかもわからないけれども、今後、そういうものが出てこない、無理やりこれまでの人の手を経たものにしか出なかった著作権に全部詰め込んでしまっとか、もしくはそれから放り出したら特許になってしまうとか、そうではない部分というのを考えていかないと、今のお二人の質問を聞いていても、無理やり決めてしまっている感というのがすごくあって、違和感を持たれているように私はすごく思いました。

だから、次世代ということなので、すぐできないかもしれないけれども、権利の保護の仕方は多様化するべきなのではないかと考えます。これはすごく大きな話なので、すぐにはできないかもしれないけれども、余り今から無理やり押し込めていっ、どこかで破裂するのではないかとというのが、私はロジックの破綻ということを感じますので、今の著作権と特許しかないという頭を切り替えていくということも必要なのではないかなという気がしました。

○中村委員長 亀井さん、お願いします。

○亀井委員 亀井でございます。ありがとうございます。

この法律ができたのは昭和60年ぐらいだったと思うのですが、できた時に非常に悩んだ記憶がございます。委員の先生方がおっしゃったように、何を保護しているのかというのがよくわからなかった。まさに喜連川先生がおっしゃったように、多分データとして放り込む前の、何を集めるべきかというところに創作性がある。あとはどう収集しようか、そこは評価しないという構造だと思いますが、これは上野先生にお伺いしたほうがいいと思います。

この自動車整備業のデータベースも、結局これは著作物性はないとしましたけれども、不法行為で損害賠償を認めた例だと思いますので、放り出されて何ら救済がないということでもなくて、著作権法でやるべきかどうかというのは、差止請求権を与えるか、あるいはほかの法でも、差止請求権を与えるところまで必要かという議論なのだろうと思います。

今日まとめていただいた検討のポイントということでは、投資があるからといって、データベースに対する投資のみを保護する意味はどこにあるのかや、あるいは情報独占への影響というのは、今後、非常に懸念材料としてありますので、この検討のポイントで掲げられているところでは、今のところはさらに対応がないのではないかとというのが私の意見でございます。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

上野さん、お願いします。

○上野委員 創作性のあるデータベースは著作権法上の保護を受けるわけですが、データベースというものの一体どこに創作性があるのかというのは、なかなか難しい問題であります。ただ、条文上は、「情報の選択」または「体系的な構成」という点の創作性が問題になります。

ここで「情報の選択」といいますのは、データベースという方法の集合体にどの情報を収録するかを決定する行為を意味します。そうした情報の選択に工夫があれば創作性が肯定されることとなりますが、先ほど喜連川委員がおっしゃったように、exhaustive（イグゾースティブ）に情報を収録したデータベースの場合は、情報の選択に創作性はないということになります。

翼システム事件で問題になった自動車のデータベースは、とにかく実在する自動車を全部収録したものであり、また、自動車に関するデータ項目につきましても、「型式指定番号」「寸法」「定員」「最大積載量」「総排気量」「車両重量」といった17項目を収録したもので、これは車検証に記載する項目に1項目加えたものに過ぎないものでしたから、そこには工夫がないとして創作性が否定されたわけです。

他方、「体系的な構成」といいますのは、コンピューターによる検索を効率化するための行為を意味します。したがって、情報項目の分類・整理といった情報の体系化やキーワードの付与といった工夫をすれば、体系的な構成において創作性が認められることになります。

翼システム事件で問題になったデータベースは、ただ単に、型式指定—類別区分番号の古い順に並んでいるだけでしたので、体系的な構成にも創作性は認められず、結果として著作物性が否定されたわけなのです。

データベースに関する規定を著作権法に創設した当時、その国会答弁におきましては、商業用データベースであればほぼ全てのものが著作物性を認められると述べられていたのですが、それでも当時からデータベースの投資の保護として十分でないという指摘がありました。

実際のところ、翼システム事件で問題になったデータベースは、創作性は否定されたのですが、裁判所は、当該データベースを大量にコピー等した被告の行為が不法行為に当たるとして、約5600万円の損害賠償請求を認容しております。

と申しますのも、翼システム事件で問題になったデータベースは、その開発に5億円以上もかかっていますし、また、自動車のデータベースですので、毎年更新しなければならず、その維持管理に年間4千万円もかかっているというものでした。それが、競業関係にある被告会社によって6万から10万件もデッドコピーされたというケースなのです。ですから、裁判所は、被告の行為が不法行為に当たるとして、損害賠償請求を認容したのです。著作権侵害は否定していますので差止請求は認められませんが、損害賠償請求だけ認められたわけです。

このように、著作物として保護されない情報が不法行為法によって保護されるということはありません、そのような解決を図る裁判例は、かつては多数見られました。しかし、平成23年にいわゆる北朝鮮事件の最高裁判決が出まして、もちろんその射程は問題になり得るところなのですが、この判決は、著作権侵害にならない場合に不法行為に当たるのは「特段の事情」がある場合に限られることを述べたものと受け止められ、実際にも、この最高裁判決が出て以降の下級審裁判例においては、著作権侵害が否定された場合に不法行為になるとした判決は、公刊されている限り一件もない状況にあります。

もちろん、データベースにもいろいろなものがあり、事業者がバックエンドで蓄積しているようなものであれば営業秘密として保護されることもあろうかと思えますけれども、翼システム事件で問題になった自動車整備業用システムに組み込まれているデータベースのように、データベース自体をクライアントが提供されるような場合ですとか、契約の範囲を超えてデータがコピーされて流通したような場合に、法的な保護が十分と言えるかどうかは問題になろうかと思えます。

そのため諸外国におきましても、創作性のないデータベースについて何か法的な保護が必要ではないかという議論がかねてからなされています。具体的な方策は様々なものが考えられますけれども、ヨーロッパにおけるように、*sui generis*（スイ・ジェネリス）として特別の権利を設定するという方法もその一つです。これは、先ほど、特許権と著作権の間のような権利というお話がありましたが、そのような考え方に近いかもしれませんし、著作隣接権という権利も著作権法の中にある特別の権利ですので、*sui generis*の一つと言えます。日本では、隣接権制度というひょっとしたらやや抵抗を覚える方もいらっしゃるかもしれませんが、諸外国では、隣接権制度というのは、さまざまな形で投資がなされた情報を一定期間デッドコピーからさまざまな形の法的保護を与える制度として、融通無碍と言ったら言い過ぎかもしれませんが、柔軟に活用されているところがあります。したがって、我が国において創作性のないデータベースの法的保護を考えるのであれば、隣接権制度等の*sui generis*は、そのための具体的な方策として選択肢になろうかと思えます。

ただ、そもそも創作性のないデータベースに法的保護が必要なかどうかは、必ずしも理論的に決まるものではありません、まずは現実に、そういう保護が求められているかどうか重要なポイントになるのだらうと思えます。

以上です。

○中村委員長 どうぞ。

○川上委員 ここは喜連川先生とは多分意見が違う可能性のあるところなのですが、結果的に保護する必要があるかどうかというのは、現在、クラウドの時代においては、データベースはクラウドに置けば基本は保護されるのです。

それに対するアクセスというのが、要するに、丸コピーされるような場合にそういった問題が起こるのだと思うのですが、基本は今それを保護する方法があるので、特にそのことに対してやっても余り意味がない。

昔はデータベースをつくるのが大変だったと思うのですが、要するに、創作性の部分というのがすごく曖昧で、それがデータをつくるのか、もしくはそういうデータの切り口をつくるのかということ、恐らくすごく大変で創作性があるようなつくり方もあるのだと思いますけれども、実際、それはいい作品か、悪い作品かという作品の優劣をつけるような話で、実際には創作性がなさそうなものでも、オリジナリティーはあるというようなパターンというのは幾らでもつくれるのです。そのようなものも一々権利を認めていくのか。

どちらかという、データベースをつくる時の議論に悪影響があるのではないかということ、私は心配しているのですが、例えば、皆さんが新しいデータをつくる時に大体インターネットで検索して調べている。例えば、将来、その行為がグーグルのデータベースの著作権を信頼しているという行為にみなされる可能性があるのではないか。

でも、データベースの保護というのは、実際、そういうことだと思うのですよね。クラウドに置いた場合に実際に起こることというのは、そのデータベースを外的なところから、今はそういうものが機械的にできますから、世の中の巧緻な情報というものから、データベースから新しいデータベースをつくることというのは容易なわけです。

私は、データベースの権利を保護すると、そこの部分に規定されるのは非常に問題だと思います。しかし、これとデータベースのデッドコピー的なものを区別するのは非常に難しい。保護すべきかどうかではなくて、そこは実用的に権利の保護をするための形式的な基準は決められないというのが私の意見です。

保護すべきかどうかというのは、まず、ビジネス的には保護の必要はありません。保護するために形式的な要件をつくるのは、多分技術的に無理だというのが私の意見です。

○喜連川委員 今の話は、学会の中では結構古典的な理論的ターゲットになっていまして、つまり、あるデータベースの空間が後ろ側にある。それに対してユーザーはある検索区域だけを投げることができる。これを少しずつ変えると、実は1回は少しなのですが、最終的にはイベンチャリーには全部引っこ抜いてくる。それをどうやって防げばいいかというのは、物すごく古典的なトラッカーの問題として捉えられています。

実はこういうものは物材機構等は非常に深刻に考えていまして、少しはいいのですが、全部とられてしまうと宝が全く向こうに行ってしまうということで、現実の問題で

はないかなと思います。

先ほど上野先生のお話を聞いていて少し頭をよぎりましたのは、例えば、今、2つのステークホルダーが協業するような時に、データベースのシェアのようなものが比較的良好に起こっているわけです。例えば、楽天の商品のやりとりみたいなものは楽天のデータになるわけですが、実は楽天に出している店のデータにはならないわけです。

そうすると、ある種の売買活動のデータベースというのをシェアしましょうと。これはウォルマートでもどんどんやっているわけです。そのデータというのは両方にとって結構価値の高いものなので、ただあげてしまっているのかというと、そうでもないような気がします。しかも、これは全部自動的に入ってきますので、完璧な自動生成になるのではないかと。

先ほど先生からいただいたお話で、写真は表現をするものとただ撮っているものは違うのだというような言い方で大変わかりやすく御説明いただいたのですが、私たちが大学で教えているのは、データベースというのはリアルワールドをいかに表現するかということを行っているのです。本当にこれが全てなのです。

つまり、データベースというのは、実世界をいかに抽象化して表現するかということがほぼ全てで、それはある種、ビジネスモデルをどう抽象化するかと全く同じなのです。

例えば写真の場合ですと、今のところ、ドローンは手で動かさなければいけないのですが、多分2～3年後になると勝手に飛んでいくわけです。その時にどこの写真を撮るかというのは、個々のインフラで、ここに亀裂が入りやすいところをきちんと飛ばす人が指定しながら、こういう経路で飛んで毎日撮って帰ってきてくださいよということを行う。

そうした時に、では、その撮る対象物をどうデザインするかというのが結構大きな創意性を持っている。つまり、自動的に写真を撮ってきてデータベースをつくっても、そこには創意が発生するのではないのかなという気がします。

最後に、先ほどカラム設計とおっしゃったのですが、カラム設計そのものが実は創意なのです。どのカラムをどうつくるかということが創意なのです。

今、カラムフリーといいますか、スキーマフリーのものも随分出てきて「MongoDB」というのはそういうものなのですが、もうその概念も実はぐちゃぐちゃになっているのです。

こんなことを言うとますます混乱を来してしまうかもしれないのですが、ここで書いてあるデータベースというのは、非常に古典的な定義になっておりまして、世の中はもっと、先ほど3年後にはどうなるかわからないとおっしゃられたようなことからすると、昭和61年頃に考えていたこととは全然違う世界が今は広がっていると感じいただくのがいいのではないかと思います。

○川上委員 要するに、今、カラム設計とかというの、ローデータを大量に蓄積して、それから加工して随時使うというやり方に世の中全体がなってきます。そうすると、デ

ザインや設計については大事だと思うのですけれども、その過程においてそれを保護するというのは、そもそも現実的ではないというのが私の意見です。

○中村委員長 福井先生、お願いします。

○福井委員 とてもおもしろい議論で、質問半分、コメント半分なのですけれども、これは恐らく今後もお話が出てくるであろうAI創作物、これをどういう著作権なり、どういう制度で守るかという議論に本当に直結することだと思うのです。

私事ですが、たまたま今日、AI創作物の著作物性についてのコラムをネットで書きまして、そのいいヒントをいただいたなという気がしたのですけれども、先ほど上野先生のお話にあったとおり、データベースの著作物の直接的に何を守るかといえ、それは一言で言うと、設計思想的なもの、設計における着想を守るわけです。

確かに、それを人が勝手に全部引っっこ抜いてしまうようだと、いけない気はするのだけれども、著作権という権利は非常に強い権利なわけです。それは恐らく創作者の生前全て及び死後70年間にわたって守られる大変長期なものであり、全世界で自動的に守られ、何らの登録も必要としない。しかも、商標のように対象が狭いものではなくて、ほぼ全ての公の利用が規制されるという私的財産権の中でも圧倒的に強い権利なのです。それには刑事罰というサンクションもある。

よって、何かを著作物として守るというのは、権利保護としては最強の形態ということになるので、対象というのはやはりある程度慎重に設計しなければいけない話がある。

つまり、この設計思想をある程度守るべきであろうという話は仮に是認するとしても、その方法として著作権というビークルが一番いいかというのは少し別話で、何か別途の制度設計を考えたほうがいいかもしれないというのが恐らく今日のテーマだと思うのです。

その関連で、ぜひ伺いたいのは、先ほど川上さんから喜連川先生からお話がありました、実害というのはどのぐらいあるのかということなのです。

クラウドに入れてしまえば、アクセスをコントロールすることで、いわばアーキテクチャーによって少しずつ盗んでいって全部盗むようなことを実際には防止できるのであれば、少なくともビジネスモデルに実害が出ない程度に防止できるのであれば、基本的に法制度の出る幕ではないわけであります。アーキテクチャーで守れるからです。

それとも、やはりそれだと守り切れないものであるのか。言ってみれば、契約も自助努力のうちです。私的な法のようなものです。契約やアーキテクチャーで守れないものであるのかどうか、ぜひ伺いできればと思いました。

○喜連川委員 守るのは非常に難しいです。これはいわゆるウェブページでも「ダイナミックページ」や「ディープ・ウェブ」と言われているものなのですけれども、ウェブのページをつくるのに、裏側にデータベースがあって、そこからダイナミックにコンテンツをつくるというのがこれに相当するわけです。

後ろ側にどれだけあるのかというのは、本当に誰もわからないのです。ですので、聞いている側も、これは本当に聞かれているのか、うそで聞かれているのかというのはなかなか

か言いようがないわけですね。

アドレスぐらいは幾らでも変えられますので、論理的には盗もうと思えば盗めてしまうというのが現状です。つまり、クラウドというのは置いている場所なので、クラウド化したからといって、うそのリクエストなのか、本当のリクエストかというのはわからない。ある種のフェイクメールと同じようなことになりますので、これは論理的に分別できないと御理解いただいたほうがいいと思います。分別困難ということです。

○中村委員長 柳川さん、お願いします。

○柳川委員 多分、今の情報がどこまで盗めるかどうかというあたりは、「盗める」という言い方がいいかはわかりませんが、川上委員は違う意見がおありなのではないかと思うのですけれども、それがおそらく一つのポイントになると思います。

このインセンティブの話からすると、今、出てきたように、1つは、データベースを構築することでどこまで価値が出るか。価値が出るところにはインセンティブが発生するわけですけれども、結局、その価値が今のある種の排他性をもって守られれば、それは法的な知財として保護しなくても価値が守られるということになるわけです。だから、まず、価値があるかどうかということと、その価値を法的に守らないとこのインセンティブが出てこないかどうかというのがポイントの一つになるのだと思います。

著作権で守るとすれば、価値があるものを著作権で守らないと保護することができず、インセンティブが落ちるというところになるので、この(1)の「排他性が働いていると考えられるのではないか」というところを、どこまでできると考えて、どこまでできないと考えるのかということが実質上の線引きになるのだと思います。それはもちろん時代によって変わってきますし、テクノロジーが上がってくれば変わってくる。

ただ、法的に権利を保護するか、しないかということは、創作物かどうかというところで線を引かれているので、ずっと出てきた議論ですけれども、創作物かどうか、オリジナリティーがあるかどうかという話と、今の権利で物理的に排他性を確保できるかどうかというところにずれが大分入ってきているので、ここで混乱が生じている。

これを本当にやるとすれば、全く違う立法をとという話になるのでしょうかし、現状を少し変えていくということであれば、この創作性をどのように捉えて、これを保護しないと排他性が確保できないというところにどれだけ近づけていくかという議論だったと理解をしています。

現状のお話を聞いてくると、どんなデータベースのつくり方でもある程度創意性はあるということを見ると、やはりこの創作物かどうかという切り口は、相当無理がきているなというように感じるところで、これを無理やり広げていったいいものかどうかというのは、かなり私は悩むところです。

一方で、排他性が働いているところも、これもつくりようであって、どんなものでも盗まれてしまったら使われてしまうというのは、ある意味で、普通のものでも皆そうなので、その程度の問題であれば、著作権という形で保護しなくてもできるということもあります

ので、ここは、クラウド上にあることでどのくらい排他性が働くのかということの実質的な検討が少し必要かと思えます。

もう一点、先ほどのAI創作物に関する（3）のB）のところですが、これは確かに機械的に集積された情報の集合体に対してはどうかという話で、人手による加工をコンピューターが代替した場合というお話がありました。

これは、イメージとしては、かなり人工知能で自動的に生成されるという話だと思のですが、今のディスカッションを伺っていても思うのですけれども、実質的にコンピューターがやるのですが、プログラミングや、その部分の手前のところは相当人が考えていて、人がイメージをして、このように集めようということでプログラムをつくって、あとはコンピューターがやっているということだとすると、純粹に全く人手を介さないということは現状はかなりまれな話のようで、その裏側に人がいるということだと思えます。

そうだとすると、今、このB）の話を、本当にAI創作物というくくりの中でそこに全部委ねてしまっているのかどうかというのは、私は少し気になりました。ここは人手をある程度介しているの、これを保護するかどうかというのはまた別問題かと思えますけれども、ここに至るもう少し手前の段階にあるような気がいたします。

以上です。

○中村委員長 整理をいただきましてありがとうございます。

ひとまずは「4. 検討のポイント」で書かれていることに対して、おおむねよいのかなという流れかと思えます。

先ほど福井さんがおっしゃったように、この事務局資料では、基本的には制度的には少し慎重に考えましょうということだろうと思えますけれども、今、御指摘がありましたように、AI創作物のところを全部そこに委ねていかどうかということも含めて、またAI創作物の議論をするところで議論いただければと思います。

同時に創作性というものに対する、つまり30年前にできた概念に対するより大きな問題提起もいただきまして、著作権法以外の仕組みも含めて考えるという大きな問題提起なので、これはこの場でどうこうというよりも、もう少し重い整理をしなければいけないかなと感じたのですけれども、ひとまずこの話はここまでとさせていただいて、より整理しなければいけないことというのは、また機会を得られれば、させていただければと思います。

もう一つの議題が、こちら結構大きな問題提起でございまして、「大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度」についての議論であります。

これも事務局から論点の説明をお願いしますでしょうか。

○永山参事官 それでは、資料2をご覧くださいませでしょうか。「大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度について」という討議用の資料でございます。

「1. 現状と課題」でございますけれども「(1) デジタル・ネットワーク時代の新規ビジネスと著作権」ということで、2つ目のポツにございますように、これまで新規ビジネスと著作権との関係で議論になった例としては、検索エンジンサービス、インターネット・

オークション等がございますが、これらについては平成21年に制度的な改正が行われてきたということで、必要十分かという議論はありますが、対応が一部行われてきたということでございます。

「また」以下のところでございますが、権利制限という対応に加えて、これは平成16年の貸与権の例でございますが、平成16年当時、コミックレンタルという事業が起こってきたというビジネスモデルの変化に対応して、貸与権について書籍・雑誌に拡大するかどうかという議論があったわけですが、その際、権利の拡大の背景として、貸与権管理センターという周知管理団体の整備とあわせて、権利を認めていくという形で利用と保護とのバランスを図った例ということで、制度的に権利制限をしていく例と、集中管理とあわせて権利を認めていくというアプローチをした例ということで、そういう例がこれまではあるということでございます。

時間の関係で詳細は御説明しませんが、7ページ以下の別紙1に、これまでの新規ビジネスと対応の例ということで、(1)が情報検索サービス、(2)は情報解析関係、平成21年及び24年の著作権法改正の紹介が(6)までございまして、(7)が「貸与権の適用対象拡大に関する経緯」ということでまとめさせていただいております。また必要に応じて御参照いただければと考えております。

1ページに戻りまして「(2)著作権制度のあらまし」ですが、著作権制度の仕組みといたしましては、1行目にありますように、排他権が基本とする一方で、一定の場合については権利制限規定というものが整備されております。

その権利制限のやり方としては、現行法上①と②の2つのやり方があるということで、1つは、権利を制限し無許諾・無償での権利制限（完全権利制限）というやり方と、もう一つは、一定の報酬の支払いを義務とする「報酬制研究付権利制限」の2つのやり方が現行制度上存在しているということを整理させていただいております。

2ページ目、最初のポツでございますが、そういう権利制限をするやり方以外にも、利用の円滑化を図る手法として「著作権集中管理」という仕組みがありまして、平成12年に著作権等管理事業法が制定されて、現時点で31事業者が登録され、指定著作権等管理事業者として7事業者が窓口機能を一部担っているのが現状でございます。

「2. 検討の視点」では、その現状を踏まえまして、今後の制度のあり方につきまして、どういう視点で検討をいただきたいかということをお5点で整理させていただいております。

①と②のくくりは、括弧にございますように「デジタル・ネットワーク社会における著作物利用の特徴」という観点から整理しております。

「①著作権で保護されている情報とそうでない情報との混在」ということでございます。これは1回目の会議でも御説明させていただきましたが、こういう場合につきましては「個別に事前許諾を取ることは困難であり、新規ビジネス創出上のハードルとなると考えられるのではないか」という視点でございます。

「②著作物のデータの利用」ということで、デジタル・ネットワーク化の進展に伴いま

して、形式的には著作物の利用行為に該当する行為ではあっても、その行為自体が著作物の実質的な価値を享受するものとは評価されないような利用形態が、特にネットワーク上の利用行為には多く存在するようになってきているということをごさいます、このようなものについてまで著作権法での権利を認めることは「法律の元来の趣旨とは異なるのではないか」という視点でございます。

次の③が「新規ビジネスに対する萎縮効果」という点でございますが、ここでは個別権利制限規定だけでは将来の新たなニーズへの柔軟な対応が困難であり、萎縮効果を生じ、結果として新規ビジネスに出遅れるという可能性があるのではないかとこの視点でございます。

3 ページ目、④が「権利制限規定による対応の多様化」という点でございます。近年、著作権法の改正による権利制限規定の創設は、基本的には完全権利制限規定という形で行われておりますが、ここで整理しているのは、そういった完全な権利制限規定というものだけではなくて、許諾権を制限する一方で、一定の相応の報酬請求権を認める仕組みを柔軟に活用することによって、さまざまな課題の解決の加速化につながるのではないかとこの視点でございます。

「⑤デジタル・ネットワーク時代の社会的インフラへの対応」は、デジタル・ネットワーク社会における公共性をどう考えていくのかということ、ネットワーク上に存在する大量の情報の中から道案内をするようなサービス、例えば検索エンジンサービス、論文盗用判定サービス等がございますが、そういうものについては、デジタル・ネットワーク社会における新しいインフラとして一定の公共性が認められるものであって、そういうものについて制度的な対応を検討するべきではないかというのが5つ目の検討の視点でございます。

このような視点に立ちまして「3. 検討のポイント」で具体的に整理させていただきます。

そういう検討の視点に立ちまして、現行法上ある仕組み「①完全権利制限」「②報酬請求権付権利制限」「③著作権集中管理」と、まずは矢印のところですが、①～③の制度をどのように見直していくのか。また、それぞれどのような考え方に基づいて使い分けていくのかという点について、今日御議論いただければと思っております。

個別の論点については、最初の①は「権利制限規定の在り方について」整理したものでございます。

①では、i として、完全権利制限の導入が適当なのはどのような場合であるかという点とか、ii として、権利制限の柔軟性のあり方について、当然、柔軟性があれば、予見可能性というものが低くなるというトレードオフの関係にあるわけですが、両方のバランスを含めて、柔軟性のあり方についてどのように考えるのかという点について、御議論をいただければと思っております。

御議論の参考として、3 ページ目の下のほうから、各国の諸制度、国内でのいろいろな

議論を参照して、選択肢として4つの形に整理をさせていただいております。

1つは、ここでも議論がございましたが「i. 米国型フェアユース」規定ということで、そこにある4つの要件に照らしまして公正な利用と判断されるものについては、著作権が制限されるというもので、柔軟性が高い一方で、居直り侵害の助長、予見可能性が低いという懸念の御指摘があるということ整理をさせていただいております。

4ページ「ii. 英国型フェアディール」ということで、最初のポツにございますが、教育、研究、批評、報道等、一定の分野における公正な利用については、権利制限を行うという考え方でございます。

3つ目が「iii. デジタル・ネットワーク社会の著作物利用の特徴に着目した新たな権利制限規定」ということで、先ほど2ページの「2. 検討の視点」の①②のような特徴に着目をして、権利制限が許容される共通的要素を抽出して、より柔軟な規定、また、新たな権利制限規定を設けるという考え方でございます。さまざまな変化に対して、一定の範囲で柔軟な対応が可能になるのではないかとございまして。

具体的なイメージとして【(参考) 方策イメージ】のところで2つ整理をさせていただいております。

1つ目は、平成23年1月に、文化庁の著作権分科会の報告の中で、C類型として整理されたものをイメージとして載せさせていただいております。「著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」ということで、先ほど「2. 検討の視点」で「デジタル・ネットワーク社会における著作物利用の特徴」の「②著作物のデータの利用」のところで整理させていただいたようなもの、特にビッグデータのバックヤードでの情報処理等を典型的にはイメージしているのだと思いますが、そういうものについて適用可能な柔軟な規定ということで、1つ目のイメージを整理させていただいております。

2つ目は「デジタル・ネットワーク対応に係る既存の権利制限により認められる行為と同視できる行為を包括する受け皿規定」ということでございまして、イメージしていただく意味で、資料2別添として「権利制限規定の柔軟性の選択肢」ということで、今、御説明させていただいているものを横表で整理させていただいておりますが、その中の「個別権利制限規定」のところをご覧くださいと、ここで例に挙げているのは、検索エンジンサービスについて、平成21年に権利制限を行いました、その規定を整理させていただいております。

詳細は御紹介しませんが、ご覧いただければわかりますように、利用態様とか利用目的等について、かなり厳密と申しますか、明確な要件を課しております。その結果、新たなサービスが出てくると対応できないという批判がございまして。

そういう御批判への一つの対応というのがこの受け皿規定ということになるかと思いますが、具体的なイメージとして、例えば、検索エンジンの規定について、現行の規定を生かしながら、それに準ずるような、次の5ページに少し書いてありますが「47条の4から前

条までの規定に掲げる行為に準ずるようなサービスであって、・・・に照らし正当（またはやむを得ない）と認められるものについては、著作物を利用することができる」という形で、既存の権利制限規定の受け皿を規定することによって、新たな検索エンジンのサービスにも一定の範囲で柔軟な対応が可能になるのではないかとというのがこの受け皿規定の考え方でございます。

「iv. 個別権利制限規定の迅速な追加」ですが、これは現行でも個別権利制限規定を追加する形で対応しておりますが、それを迅速に追加していくというやり方というのも当然考えられるのではないかとということでございます。

ここでは選択肢として4つに整理いたしました。これらはどれか一つということではなくて、組み合わせていくということも当然考えられると思っております。

次に「②報酬請求権付権利制限や著作権集中管理の在り方について」ですが、これが完全権利制限ではない報酬請求権付権利制限、また、著作権集中管理のあり方についてということでございます。一定の報酬を支払うことによって、著作物の利用を可能にする仕組みの活用ということでございます。

先にどういう選択肢があるのかというのを御説明させていただきますと、別添資料にもございますけれども「(a) 報酬請求権付権利制限」は現行の著作権法でもございますが、許諾権を制限する一方、利用者による報酬の支払いを義務づけるということで、やり方としては、そこにありますように、補償金自体を法定する場合と、法定しないで相当の補償金の支払い義務という形で整理する場合がありますが、一定の利用目的、利用態様について、いわゆる法定許諾ということで一律に報酬請求権化をしていくというやり方が(a)でございます。

(b)が「拡大集中許諾制度」ということで、これは北欧、イギリス等で導入されている仕組みで、6ページの上になりますけれども、著作権者を代表する集中管理団体と利用者とは交渉して、そこで結んだ許諾契約の効果を集中管理団体に属さない非構成員にまで効果を拡張して及ぼすというのがこの制度の仕組みでございます。

権利者の代表、利用者の代表間の交渉によって、どういう利用形態を対象にするのか、それについて使用料をどうするのかというルールを決めていくという仕組みで、そのルールが非構成員にまで拡張して適用されるということになります。

したがって、2つ目のポツにございますが、ルールが当事者間の交渉によって決まっていくということで、オプトアウトも含めまして、それぞれの事情が反映される余地が生まれる。また、取引コストというものがある程度軽減されるというメリットがある一方で、支払い額が大きくなる。

また、4つ目のポツですが、委託されていない権利の行使についても集中管理団体が行うということになりますので、その正当性をどう考えるのかというのが課題として指摘されております。これが拡大集中許諾制度でございます。

(c)が「裁定許諾」ということで、これは個々の著作物について、権利者に代わって

専門機関が利用許諾を行うということで、我が国では個人著作物の文化庁の長官裁定制度等が該当いたしますが、こういう制度についても報酬請求権付きの権利制限規定と言えるのではないかと考えております。この制度については、個別の事情を考慮しやすいという利点がありますが、取引コストが高いというデメリットもあるということでございます。

最後の(d)が「著作権集中管理」ということで、集中管理を進展させることによって、著作物の利用円滑化を図るということでございます。

選択肢としてこの4つで整理させていただいておりますけれども、5ページに戻っていただいて、そういう選択肢を踏まえて、iとして、報酬請求権付権利制限規定の導入が適当なのは、どういう場合なのか。

iiとして、幾つか複数の手法が存在するけれども、どういう考え方で使い分けていくのか。諸外国で導入されている新しい「拡大集中許諾制度」について、どう考えていくのかという点。

iiiとしては、やはり集中管理団体の存在というものは、円滑化を図るためには重要なわけですが、担わせる場合、団体の形成が不十分な分野も多くございますので、団体の形成をどのように促していくのかという点について御議論いただければと考えております。

説明は以上でございますが、10ページ以下には「諸外国における対応」ということで、これはまた後ほど御参照いただければと思いますが、アメリカのフェアユースについて、認められた例と認められていない例を載せさせていただいております。

認められた例として最近10月のグーグルブックの判例と、認められていない例としてペンギンボックス事件を整理させていただいておりますし、11ページのEUにつきましては、四角囲みにございますけれども、ここで御議論いただいている問題意識に近い考え方、方針が、今年の7月に欧州議会の議決によって示されているということでございます。時間の関係で詳細の説明は省略させていただきます。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○中村委員長 ありがとうございます。

この事務局からの説明に関連いたしまして、田村委員からプレゼンを用意していただいていると思いますので、お願いしたいと思います。

○田村委員 資料3になります。

まず、3ページの13枚目から入っていただければと思います。

「1. フェアユースの導入」でございます。

今日の私の報告としては、先ほどから提示されましたように、いろいろな権利制限の選択のメニューがあるけれども、どのような観点から選んだほうがよいのかということに関しての私案をお話ししたいと思います。

まずは、フェアユースには完全な米国型の一般条項もありますが、もう少し相対的なC類型もある意味では「中フェアユース」と言うことができるかと思えます。そのような抽象的な条項にするのか、あるいは特定の検索サイトなら検索サイトを狙った個別条文にす

るのか、そのどちらをとるべきなのかということに関する議論です。

14枚目の「フェアユースを導入する意義は何か？」ですが、これはよく聞くことなのですが、フェアユースのような一般条項を導入するために、そもそも一般条項のもとでどのような行為が制限されることになるかを真剣に頑張ってみて、それから考えるべきだということが語られることがしばしばあります。

しかし、申し訳ないのですけれども、これは実は方法論的にちょっと誤っているのではないかなと私は思っています。

なぜかという、この種の議論を過度に推し進めると、要するに結論が見えているのです。制限すべきことを議論しなければいけないと言って皆で議論して行って、こういうものを制限しましょうとなったら、では、個別の制限規定をつければいいではないかということになって、フェアユースは要らないということになるからです。

15枚目に行きまして、フェアユースの本来の意味は、今のような話ではなくて、むしろ個別の制限をやるのがわかっているならば、個別でやればいいのです。では、なぜしないのかというと、それは「立法と司法の役割分担という視点」が非常に重要だと思っているからです。

フェアユースの法理というのは、著作権を制限する基準のある程度までは法でやるとしても、そこから先の具体化作業を立法ではなくて司法に移行させるといった機能があります。

つまり、単に実態的にどのような行為に対して著作権を制限すべきなのかということがここでは問題なのではなくて、むしろそのような決定をなす権限を立法と司法のいずれに与えるべきかということを経験すべきだということになります。

この議論として幾つか候補があるのですが、16ページの「役割分担論その1」としては、まず、これが本日に一番関係するかもしれませんが、個別の制限規定までのタイムラグによる弊害を解消しようといった議論があります。そこにあるように、個別の制限規定の立法までにはタイムラグがかなりあるわけです。

17ページに行きますが、そういった時に、著作権を予想していなかった技術があらわれて、それに基づくビジネスモデルが展開する中で、法改正が実現するまでの間、著作権侵害という足かせを企業にはめておいたままでよいのかといった形の議論が行われるわけがあります。これが1つの項です。

弱点は飛ばしまして、19枚目の「役割分担論その2：ルール（個別の制限規定）とスタンダード（フェアユース）の区別」ですが、別の議論としては、これは法と経済学の応用のような話になりますが、個別に細かく書き込んでいくルールと、基準はある程度示すけれども、一般条項のように書くスタンダードということに関して、どちらを使ったほうがいいのかという法と経済学の議論というのがあります。

やや古典的な議論では、これはやはり問題設定は同じで、立法により事前に規制する。ルールで明らかにしておく。それに対して、紛争が起きてから司法により事後規制でスタ

ンダードをルール化する作業をやるという対立として議論します。

古典的な議論では、この場合、いずれが効率的かという観点からとると、紛争が多数行われるものは、立法のコストをかける価値があるので立法でいく。

他方、紛争がなかなか生じないというようなまれな場合には、紛争が起きてからでも間に合うから司法でいく。こういった形での議論がなされることがあります。

21ページの「役割分担論その3：政策形成過程のバイアスの矯正のためのフェアユース」は私が主張しているものですが、本日とは若干関係無いところがあるかもしれませんが、特に零細的な利用に関しては、著作権法の条文と人々の一般的意識が非常にずれています。PDFファイルを業務でつくることができるかとか、あるいはメールで添付して送信できるのかということに関して、日本の著作権法の条文の明文上は許容していませんので、それをどう考えるかということです。

どうしてもそういった零細的な利用を保護するための応援のロビイングというのはなかなか行われないので、そういった時に規範形成のアリーナを立法から司法に移転するという役割もあります。本日はビジネスの話が中心ですので、ちょっとこれは当てはまらないかもしれません。

大分飛ばしまして、28ページ目の「2. 著作権の制限・報酬請求権・集中管理等の多様な選択肢に関する理論の構築とそれに基づいた政策決定」からですが、今まではフェアユースと一般条項の区別の話でしたけれども、ある程度抽象的なフェアユースか小フェアユースにするにせよ、あるいは個別の制限規定にするにせよ、今日事務局からお話がありましたとおり、著作権を完全に制限するのか、それとも差止は許さないけれども報酬請求権にするのか、損害賠償ぐらい認めるのか。あるいはそもそも報酬請求権も、個別交渉は許さず集中処理にするのかとか、そういったさまざまな選択肢があるのです。この選択肢に関する議論も少し御紹介しようと思います。

29枚目から「フェアユースの理論からの示唆」を御紹介します。

今から米国のフェアユースにおける経験の話をしますが、これは前の議論のフェアユースの話も関係するという意味もありますけれども、それ以上に、アメリカでは実はフェアユースがあるせいで、先ほど紹介したような一般条項にすべきか、フェアユースにすべきかは全く議論がされないのです。むしろフェアユースがあることを前提に、どういう場合に著作権を制限するのかという議論は盛んにあります。その議論は個別条項をつくる際にも参考になる。その意味で、ここで御紹介をしようと思います。

実はフェアユースの条文は、今日の事務局の資料2の3ページの下の方に4つの要素が掲げられているのですが、この4つの要素が条文を見ても実はよくわからないところがありまして、同じようにウェイトがかけられているわけではありません。大ざっぱに言うと、フェアユースがどういう時に認められるかに関しては、2つの理論があります。

そのうちの1つが「transformative use (トランスフォーマティブ・ユース)」の翻訳で「変容的利用」あるいは「変形的利用」と呼ばれるものですが、これも「transformative use」

という考え方があります。

そこでは、著作権法の目的は創作へのインセンティブを付与することにあるのだから、著作権はインセンティブを与えるべき創作的な活動、つまり、transformativeなuseに関してフェアユースを認めるべきだといった形の議論があります。

他方で、もう一つ有力な考え方が「Fair Use as Market Failure」という論文がありますが、著作権は基本的に排他権に含まれていますが、その排他権である著作権がうまく機能していないという意味での市場の失敗がある時に、それを矯正するためのフェアユースと捉える考え方があります。

この考え方では、市場が失敗している。いろいろな事情がありますが、きちんと取引が行われない、行われにくい。あるいは取引は行われるけれども、効率的とはいえない。そういった意味での市場が失敗している場合に、著作権者が利用者に利用を行う権利を移転することが社会的に望ましく、これは経済学の用語で「利用を行う権利」と言っていますが、要するに、利用させるべきだという程度のことでありまして、著作権を譲渡しろとか、そういう話ではありません。そうしてもインセンティブを不当に害しない時にはフェアユースを肯定すべきだという議論であります。

どちらが裁判例の説明としていいのかということに関しては、実証研究が戦わされています。

詳しくは申し上げることはできませんが、Barton Beebe先生という方の実証研究では、むしろこの市場の失敗型の理論でほとんどの裁判例が説明できるのだとしています。

33枚目に行きますが、Netanel先生の最近の実証研究では、Beebe先生の研究は2005年ぐらいまでの統計に基づいているけれども、それ以降を見るとむしろtransformativeというものがかなり重視されているぞということで、議論は拮抗しています。

私の理解では、これはNetanelも認めているのですけれども、変容的利用理論は、フェアユースと認められた裁判例の全てを包括的に説明できるわけではありません。

特に有名なのは、35、36枚目にある「Betamax事件」というソニーのBetamaxを使った家庭内での録画についての事件ですが、アメリカではプライベートユースのセーフネスの条項はありませんから、フェアユースの条項の解釈でいくのですけれども、あのように完全コピーで創作とは言えないようなものについても、最高裁でフェアユースが認められているということを説明するのは困難です。

さらに言うと、変容すれば常にセーフなのか。では、何か小説を映画化するのは、全部変容だからセーフなのかというと、そうは言わないのです。

なので、線引きもやや提供するのについのかなど思っていますので、私自身はこの市場の失敗理論に軍配を上げるべきではないかなと思っています。

もう少し詳しく申し上げます。では、どういう場合に市場が失敗しているか。幾つかパターンがあります。

1つは、零細な利用が大量に行われるとか、これは「or」でもいいのですが、今日は後

ろのほうが大事なのかもしれませんが、権利者が多種多様あるいは多数なために取引が困難な場合です。その1つの例が、アメリカで実際に最高裁でフェアユースが認められた「Betamax事件」だということでございます。これは一々著作権をかぶせていては動かないことは明らかであります。

ほかには「著作者自身の効用と社会的な効用が乖離している場合」と書いてありますが、これは許諾を求めることは可能なのですけれども、例えば、パロディ等は日本でいえば32条の「引用」等が該当しますが、もし著作権者の許諾に服せしめるとしますと、著作権者に都合のよいパロディあるいは批評しか出てこなくなるという意味では、それも取引に委ねておいた結果、効率的な結果が達成できないという意味での市場の失敗になります。こういう時も市場の失敗が肯定されますので、フェアユースが肯定されます。

3つ目は外部効果が高い例です。これはむしろ法学の世界では「公益」と言って説明するところではありますが、直接の利用者が当該利用に対する私的な利益があるのだけれども、それを越えた利益が社会に発生する場合です。

例えば、研究や教育等が典型でありまして、研究については、研究者が何か雑誌を読みたいとか、複写したいという時に、研究者自身、お金もないし、20円、10円ぐらいで許してほしいなと思っている場合です。

ところが社会的に見ると、ある人の研究に関しては非常に社会に貢献するものだから社会的意味では、その方に1枚100円でも200円でも払ってもいいから、ぜひコピーしてもらいたい。そういった場合には、もしそれが取引になりますと、その方は社会に望まれているコピーをしませんので、そういう意味では市場が失敗しているということになります。

アメリカの例は全部飛ばさせていただきます。

41枚目はまとめですけれども、もう一回繰り返しますが「市場の失敗理論の下での著作権を制限する要件論」としては、以上のような意味で市場が失敗していることがまず一つです。

次の「著作権者が利用者に当該利用を行う権利を移転することが社会的に望ましく」というのは、簡単に言えば、利用者に利用させることが社会的に望ましいというのは割とすぐ言えるのですが、3つ目が大事でして、そうだからといって全部に全部、権利を制限する理論ではありません。著作権者の創作とか、著作物の普及に対するインセンティブを不相当に害してはいけないわけです。市場の失敗理論のもとでも、著作物の創作のインセンティブを過度に害する場合には、フェアユースは認めるべきではない。ここが非常に重要なところなんです。

42枚目ですが、他方で、市場が失敗していることに変わりはないわけです。だから完全に著作権に戻すわけにもいかないところがありまして、何らかの対策をなすことが望まれるわけです。

43枚目ですが、では、フェアユース、完全制限という意味で、個別制限規定も含めて、著作権の完全制限が無理だとすると、よろしくないけれども、市場が失敗するのをどうし

たらしいかという、一つの言葉として「Fared Use (フェアード・ユース)」という何かちょっとパロディみたいな言葉があります。

これはあえて訳せば「課金的利用」とか「報酬請求権のもとでの利用」と言ってもいいかもしれませんが、要するに、創作のインセンティブに支障を来すとすると、フェアユースにより完全に著作権を制限することには問題がありますが、その時こそ、例えば、差止を否定し金銭的救済にとどめるという案が出てくるかと思えます。

つまり、ここで選び方の一つのポイントとして、まず、著作権を制限すべきかどうかという時に、その他の要素はありますが、大きな理由としては市場の失敗というのは重要だと思っています。

しかし、市場の失敗があるからといって、常に完全制限するわけにはいかない。創作のインセンティブを害するように、特に大量にセーフになってしまうような場合には、それは問題がありますので、しかし、市場が失敗している時には「Fared Use」の出番だということになります。

この「Fared Use」の例としては、差止請求権の制限というのがあります。これは一番簡単な制限でありまして、個別行使は損害賠償等でできるわけです。何も定めなければ、報酬請求権も同じことです。裁定許諾も、判断機関は司法ではなくて著作権の審議会とかに移るという意味では「Fared Use」の一種で、ただ機関が違うということです。

しかし、さらに個別行使も許さないとする事になれば、集中処理等がこのメニューの中に入ります。

では、今度はこのどれを選ぶのかということが次の問題になります。

1つは、事後的な調整で差止請求権を制限したり、裁定許諾をするということです。これは、排他権の行使を否定すべき事情を、いろいろな事情があり得るので、事前に予測できない。

例えば、大きな裁判例で一つ、那覇地裁でありましたのが、100ページ近い写真集の1ページのごく一部の1枚の写真が著作権侵害をしているということで差止請求権を制限するというような、利用対応というのをあらかじめ規定するわけにもいかないような時です。それにさらにいろいろな事情が絡んでいて、職務著作の誤解等が絡んでいて仕方がなかったという事情等がありますが、そういった時に事後的にその行使を否定する場合に活用します。

その場合、裁判所が判断するものを差止請求権制限、他の機関が判断するものが裁定許諾という位置づけになります。

しかし、それを超えて事前の調整をしてしまおうというのが報酬請求権や集中処理になります。排他権の行使を否定すべき事情を事前に予測し、かつ特定することが実効的であるために、事前に定型的にその行使を否定する場合に活用いたします。

補償金額に関して定めてあるものとしては、学校教育番組の放送等は、裁判所に行く前に、最初から差止請求権がないことが明らかになっています。しかし、これはそれ以上の

手当てをしていませんので、それ以降、幾らになるかは当事者間の契約に委ねていくということになります。

しかし、補償金額に関し、それだけではちょっと解決が困難と思えば、行政が関与するという選択肢もあります。そこに書いてあるとおり、教科用図書への掲載等がそうです。

さらに権利者が多いとか、利用者が多い等の理由で、個別の請求を認めるべきでないような場合には、集中処理ということが次の課題になってきます。

「拡大集中許諾制度」というのは、今、非常に脚光を浴びています。起源は違うのですが、今、なぜ脚光を浴びているかということ、これは前回お話ししたとおりで、孤児著作物問題といいますか、つまり、著作権者の所在が不明な著作物が今では非常に大量に利用できるようになっているというのが現代の著作権の抱えている課題です。それに対処するものとして脚光を浴びています。

49枚目ですが、つまり、アンチ・コモンズの問題がありますので、個別的な差止請求権の行使を認めていたのではさまざまな問題が起きます。

他方、だからといってセーフにしているのか。大容量のブルーレイに全部ただで入れていいのかということ、これはインセンティブの問題が発生すると思いますから、金銭的請求権の付与が必要です。しかし、市場が失敗している以上、集中処理が必要です。

飛ばしまして、51枚目の「市場の失敗理論からみた拡大集中許諾制度 何をどのように治癒しているのか？」ですが、集中処理というのはいろいろなものがあるのですが、拡大集中許諾制度をどこに位置づけるかというお話をしようと思います。これが最後になります。

1つは【対案1】ですが、先ほど御紹介したとおり、法定許諾というのがあり得るわけです。法律で報酬請求権を定めてしまう。例えば、教科用図書への掲載とか、教育番組の放送もそうなのですが、そういう場合、判断者は立法者が普通だと思います。

判断時期は、必要となる利用が開始するより前ですから「事前」です。長所は、一律に処理できるので、非常に予測可能性が高いです。しかし、短所は、個別事情の反映が困難で、定め方にもよりますけれども、どうしても一律にこういった場合はこうとかなり定型的になりそうだということです。それが一方の極です。

もう一方の極は【対案2】ですけれども、個別の裁定許諾というのがあります。今、現実に孤児著作物は日本ではこのルートをとります。

これは判断者は専門機関ということになるでしょう。判断時期は、皆さん利用をする前には裁定許諾を求めに行きますが「事後」と書きましたのは、何をどのように利用するか決まっているという意味で「事後」です。長所は、個別の事情の反映がもちろん可能です。しかし、短所は、まさに個別処理だから、大変だね、余り変わらないねというところがあります。

【対案3】の拡大集中許諾というの、ある意味では悪いとこどりになる可能性があるのですが、ある意味ではいいとこどりをしようというものでございまして、判断者は集中

処理団体等を使いますから、権利者代表と、利用者は最初の申込者になったり、いろいろなパターンがあると思いますけれども、利用者代表ということになります。

判断時期は、一番最初のもは事後です。どう利用するか決まっていますから、そういう意味では事後なのです。ところが、1回そこで決まった条件をほかの人に及ぼすというのが拡大集中許諾制度なのです。ということは、以降は事後になるということで、事前にある程度個別に処理して、それをほかの人に適用するというので、ある程度の一律処理とある程度の個別処理の反映というところがあります。

52枚目の「孤児著作物問題対策としての拡大集中許諾制度の課題」ですが、孤児著作物問題対策としては課題もあります。先ほども御紹介がありましたけれども、はっきり言いますと、現在は孤児著作物は事実上利用自由という感じで動いています。

例えば、動画サイト等でいきますと、実際、ノーティス・アンド・テイクダウンの手続で、孤児著作物ではありませんよ、私は権利を主張したいですと手を挙げると、消えるような状況になっているのです。あるいはほかの分野でも、割とさまざまな理由で事実上利用自由のことが多いのです。

それに対して、もし拡大集中許諾制度を入れて、一律に全員に全著作物についてお金を払うという制度にするとどうなるかということ、北欧等の実証的なデータでは、ほとんどの権利者は、99%くらいの割合で取りにこないのだそうです。

だから、結局、利用者の状況は悪化するが、権利者は良化しないということで、手数料稼ぎという意味では集中処理機関はよいのかもしれませんが、そこだけが勝つということになります。私は、対価の支払いは、権利者が名乗りを上げることを条件とすればかなりよい制度になるかなという気がします。

最後に、53枚目の「4. 更新登録制度」ですが、しかし、本当は更新登録制度を入れれば一発で済むのですが、これは多分、条約は日本を本国とする場合にはできるのですけれども、政治的にもいろいろな意味で難しいかと思います。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、意見交換に移りたいと思います。事務局が論点を用意してくださっているので、それについての御意見、御質問をいただければと思いますが、ここでのテーマは「大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度」ということで、主にビッグデータに関することでの整理をいただいています。

この事務局資料によりますと、2ページ目の「2. 検討の視点」のところである程度その方向性というのは示されている。ビッグデータの利用を促進しようという方向での視点の整理だと思いますが、ここの①～⑤のような整理・視点で過不足がないかということ。

3ページの「3. 検討のポイント」というところで「完全権利制限」「報酬請求権付権利制限」「著作権集中管理」といった既存の仕組みですけれども、これをどのような考え方で使い分けていくのか、あるいは新たな権利制限規定というのはどうなのかといったこと。

ほかにも検討すべき仕組みがあるのかどうかといったことについて、皆さんから残りの時間で意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、福井さん、お願いします。

○福井委員 ありがとうございます。

事務局の御整理も、田村先生の御整理も大変見事でございます、視点の立て方は全く共感するところばかりでありました。

若干それに細かい点をつけ加えるようなことになると、論点においては資料2の2ページ「④権利制限規定による対応の多様化」のところです。

本来は権利制限規定はどのぐらい必要なのかというそもそも論を語るべきかもしれませんが、途中で退席させていただく関係から、先取りして、今、一番関心を引かれたところのお話をさせていただきます。

先日、某所で上野先生からフェアユースについての個人的な提案を伺って、大変勉強になりました。その時に、やはり報酬請求権付きの権利制限、法定許諾のようなものかどうかという話が出ました。

実際、これはとてもいい提案だと思うのです。というのは、例えばフェアユースを日本で導入しようというのと、やはりどうしても多くの権利者団体、事業者団体から警戒心のようなものを持たれる状況があるようであります。

これはいろいろな理由があります。悪用されてしまうとか、そんなものは頑張って判例を幾つかとってしまえば、悪用なんていうのは押さえ込めるのではないかと思うのですけれども、もう一つの理屈として、使われてしまって全くお金が入ってこないということに対する警戒心があるように感じます。やはり使ったものに対して適正な対価の還元があるといいなということを考えるわけで、そうすると、法定許諾に行く。

ところが、法定許諾のハードルは、制度設計におけるハードルでありまして、そのお金をどう定めてどう分配するのだというのと、分配コストが非常に高いわけでありまして。なぜなら、日本はJASRACを除いては、まだ権利者がそこまで十分には組織化されていないからです。

そこで、ここの制度面のハードルをどう乗り越えるかというので、そうは言っても、法定許諾を頑張ってつくってしまうということでもいいような気はするのですけれども、もう一つの選択肢として、その場でこんな意見が私を含めて複数の人から出ました。

それは、やはり通常の権利制限の一般規定を入れるということです。報酬請求権はつかない。よって支払いは必要ない。しかしながら、権利制限の一般規定を適用するかどうかの判断基準の一つとして、その分野において、その作品において許諾の仕組みといるのかどうか。あるいは利用したい側が誠実に支払いの申し出を行ったかどうかを判断要素の一つにしたらどうだろうか。

例えば、複製権センターというのがあるわけでありまして。その仕組みを使うと、彼らが管理している作品については、会議用の資料コピーや、場合によっては社内での一部の

デジタル利用等も許諾され得ます。すばらしい仕組みです。

しかしながら、まだカバー率が課題です。あらゆる作品が全部カバーされているわけではない。そうすると、カバーされていないものについては、会議用の資料コピーをするから許諾をとれといっても、なかなかできないわけであります。

そこで、そういう許諾の仕組みがある分野に関しては、それが適正な価格で提供されている限りは許諾をとってやればいいではないかと、こんな気がする。しかし、許諾の仕組みがない分野では権利制限で使えてもいいではないかと、そんなことが意見として出ました。

いわば報酬請求権付きの権利制限規定の逆であります。報酬請求権付きの権利制限規定というのは、お金を払えば無断で使っていいよという仕組みです。それに対して、お金を払う仕組みがない時には、無断で使っていいことにしようよという考え方もあり得ていいのではないかなという意見が出ました。

田村先生の御紹介で言うところの市場の失敗がある分野では、フェアユース的な利用は認められやすいではないかということの一つのあらわれではないかと思ひまして、資料の中にはまだなかったかもしれないので、御紹介させていただいた次第です。

○中村委員長 瀬尾さん。

○瀬尾委員 第一に、著作物をつくる時には、ほとんどの場合、稼ごうと思ってつくっているわけではないと思うのです。やむにやまれぬ、何だかわけがわからないけれども、つくりたくてつくる場合がほとんどなのです。結果としてこれを売りたいわけです。だから、つくるためにインセンティブでつるということについては、つくるというのはそういう行為ではなくて、もっと衝動的なものではないかというのが第一にあります。

では、そうやってつくったものをどうするかといった時に、経済的な結果物としてだけ見る社会と、それについて非常にメンタリティーのこもったものとして見る社会とあって、やはり日本というのはつくり手のメンタリティーをかなり尊重するたてつけでつくられているし、社会的にもそういうことが浸透している。

なぜ出版社がアメリカのように全部著作権譲渡を迫らないのか。それは、その人の心の表象物だというようなリスクがあって、それをもらってしまいたくないというような非常にナイーブな関係があったので、日本ではそういう著作権譲渡が定着していないのです。これは文化の問題なので、まず、そういう文化に根差したところがあるという部分はほかと違う。特にアメリカとは違う問題だと思います。

もう一つ、フェアユースの話もそうなのですけれども、例えば、黒か白かと分けると、どうしても分け切れないものが出てくる。この部分については、先生がおっしゃるように、完全に司法に投げてフェアユースという中間をつくって落としていけばいいのですが、日本人のメンタリティーとして、権利者だから権利制限が絶対嫌いだとは言いませんけれども、ただ、私は日本的、アジア的なメンタリティーの強いところでは、権利のありようも、権利の処理の仕方をもっと細やかでいいと思います。

今回、非常によかったのは、完全な権利制限、報酬請求権、拡大集中処理、裁定、集中処理、全く野放しといういろいろなグラデーションがあったことです。日本はやはりグラデーションの文化だと思うのです。

だから、たくさんの方が同時に併存するべきだし、権利のあり方自体についても、何度も言いますが、著作権という権利は、これはもう福井さんがおっしゃるとおり、確かに強く無敵なのです。権利者の権利というカードは無敵なのです。

それをどんなデータにも全てに同様に拡大してしまうところに問題があって、そこはやはり権利のありようにもグラデーションがあつていいと思う。それが先ほど言った著作権とか特許とかの中間になるような権利だろうと思います。

こうしていかないと、何でも著作権に入れてしまったら強過ぎてしまうから、それを弱めようよ。著作権で本当に保護しなければいけないメンタリティーのあるような著作物はきちんと保護していただきたいけれども、そこもやはりグラデーションがあるはずなのです。

だから、そのような区分けとして、アメリカ的なフェアユース、イエスとノーと真ん中があつて、人にぼんと投げてしまうという粗いものではなくて、日本的なメンタリティーに合わせるためには、細かな権利処理方法を持ち、細かな権利のありようを持ち、それを丁寧に措置していくということで、今後、こういう考え方を持つ、こういう文化を持つ権利処理の指針になるのではないかと私は思うのです。

だから、単純に権利処理の中で、先ほど言っていたいわゆる完全な法定許諾から報酬請求権、それから裁定があつて拡大集中処理、集中処理と、今後これぐらいのツールは絶対に必要だと私は思うし、そういう形の権利制限というものをきちんと著作者も理解していくということが我々の一番大切なものを守るために必要なことだと思います。

どうしても箱が少ない。バスケットが少ないところに無理に入れてしまうから、大事なものも大事ではないものもまざってしまったらすると、お互いの意見が食い違ってしまふ。だから、私は、今、日本で考えられる制度というのは、このたくさんの方の手法とたくさんの方の権利のありようを考えた中で、その組み合わせで今後の非常に迅速な対応が必要となる権利処理にも対応できる方法を考えていくべきだと思っています。

拡大集中処理については、やはりあるべきだと思っています。今、具体的に社会的な損失になる最も大きな問題はオーファンだとすると、それに対して拡大集中処理を適用することで、今言ったグラデーションのある多様な解決方法の第一弾にするべきだと思うし、権利者だって、きちんとそれについて納得して進めようと思っています。

だから、そういうことを皆でやるのだけれども、大ざっぱなことをすると、非常にクリエイターのメンタリティーから反発を受けるということはまず御承知おきいただきたいし、それはある意味、日本固有の文化の一部なのだということも御理解いただきたいと思います。

ただ、いろいろ賛否はありますが、全体的な解決方法としては非常に納得できる部分の多いものです。ただし、アメリカ型のフェアユースをいきなり入れて解決するとは

私は思っていないということだけは申し添えさせていただきます。

○中村委員長 では、亀井さん、お願いします。

○亀井委員 ありがとうございます。

前提として、許諾のシステムがある時には柔軟な規定が登場する余地がないという福井先生の御意見は、総じて言うともうそういうことだと思いますが、そこはまず賛成です。

ただ、ライセンスが合理的に成り立つのかということころは、かなり微妙な判断があるのではないかという気がいたしますので、柔軟な規定の要件の中で考えるということもあり得るかなと思います。

その上で、今、瀬尾さんがおっしゃった選択肢がいっぱいあるほうがいいというのも賛成でございます。

本題ですけれども、今日資料2の「2. 検討の視点」で立てられております①～⑤について、一つ追加で検討の余地があるのではないかと思ったことについて申し上げたいと思います。

特に⑤のところに近いかもしれませんが、何らかのサービスにおいて、今の検索エンジンはスニペット表示が認められるだけとか、多分、論文判定サービスだと、被著作物のイエス・オア・ノーが出てくるだけとか、ある一部にはスニペットがあるかもしれませんが、そういう出力だけなのではないかと思っておりますけれども、大量のデータがビッグデータの中に取り込まれて、そこから何かを取り出すサービスというのは非常に多様なものが考えられます。

そういう中で、著作物を一定範囲で出力する場合というのが認められる余地もあるのではないかと思います。

例えば、冒頭で言われるところで公益性と整理されましたけれども、教育環境におけるサービスであるとか、あるいは視聴覚障害者に対するサービスであるとか、そういうところでそのものが出力されるという余地もあり得るだろうと思います。

現状でもそうした該当したようなサービスというのは思いつくわけですけれども、将来に向けてどういうサービスがあらわれるかというのは予測できないところですので、まさにそこは柔軟性のある権利制限が機能して、個々のサービスの対応だとか、あるいは出力される個々の著作物がどうなのかということについて、柔軟に判断ができるようなたてつけというのがあるといいのではないかと思います。

今日10ページで高裁判決ということで御紹介のあったグーグルの事件ですが、これは第2巡回区ではなかったかと思いますが、資料2の紹介では表示の一部のところまで許容されたとされていますけれども、この事案ではたしかグーグルが図書館から書籍を借りてデジタル化して、そのデジタルデータを図書館に返すということころまで入っていて、図書館にそうしたデータを提供することについても、フェアユースとして認めたということだと理解をしています。

著作権法上、適法として認められた権利制限の範囲で図書館がそれを使う限りにおいて

は、図書館は問題がない。仮に図書館が侵害利用をしたとしても、それがさかのぼってグーグルの責任にはならないというところまで、たしか述べていると思います。

同様のサービスが日本でどのように判断されるかはわかりませんが、アメリカだと裁判所が個別判断のてがかりとなる柔軟な規定があり、日本はそういう柔軟な規定がないというのが今の議論ではないかと思っております。

もう一つ、では、法の形式はということで「3. 検討のポイント」に書かれているところですが、私はやはり「iii. デジタル・ネットワーク社会の著作物利用の特徴に着目した新たな権利制限規定」ということの中で、予見可能性という点からも、やはり受け皿的な規定というのがある程度絞られるということによろしいのではないかと思います。

47条の例が5ページに書かれておりますけれども、これはもうすぐに施策を打ってほしいぐらいのアージェントなものだろうと思います。

ここは「例えば」と言われていて、47条系以外にも、こうした形で類型化してまとめて語れるものもあるだろうと思いますので、そこは今はまだ具体的に書かれていないということですが、含みはあると考えております。

完全権利制限と報酬請求権付制限との差分というか、違いは何かと考えると、現状の権利制限もそうだと思いますが、報酬請求権付きのものというのは、ある程度利用する著作物が限定的であるということだとか、その後にお金を支払う、あるいは分配する仕組みがある程度あるとかいうところで違いが出てくるのだろうと思います。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、宮島さん、お願いします。

○宮島委員 いろいろなレクチャーをありがとうございます。

まず、全体として現状を考えると、著作権が変化する必要があるということを前提とした上で、私自身、制作をする人のクリエイティビティーに対する影響というのは、一定程度心配があります。もし先生方あるいは事務局の方の中で、外国がさまざまな対応をしているのですけれども、その変化の中で創作者のクリエイティビティーに何か影響したようなケースがあった、あるいは萎縮等が見られたようなケースがあったとしたら、それを教えていただきたいと思います。

加えて、今の御意見の中で、幾つかグラデーション、いろいろな選択肢が必要だというのは、本当にそのように思います。日本は、情報のプラットフォームの国際的な動きの中でやはり出遅れた部分があると思いますし、今の著作権の状況が国全体が受ける利益と比べて強過ぎるということに関して、見直しの必要はあると思います。

ただ、例えば、アメリカの事後型を普通の素人の目を見た時にどう思うかということ、基本的には全部いいということにして、具体的なことは裁判で決めようみたいなことですけれども、これが今の日本の状況に合っているかということ、余りそうは思えなくて、な

ぜなら、裁判を起こすということに対する精神的なハードルはアメリカの方と日本の一般的な国民では大きく違うと思うからで、後になって裁判を起こせばいいというものではないと思います。

また、著作物によっては、本人から見たら、後から幾らお金をもらっても取り返せないのだという気持ちのものもあるのではないかと思いますし、コンテンツの価値というのは、時間、時期によって大きく違うと思うのです。

70年たっても、50年たってもすごく価値があるという著作物もありますが、例えば、私たちが日常的にやっていることではスクープ映像というのがあるのですが、スクープ映像は、半日ぐらいは物すごく価値があるのですが、それを超えるとその価値はどんどん減じていくわけで、そういうものに対する評価に対しては、後から裁判を起こして結果的にお金をもらえばいいというような気持ちにはなかなかなりにくいのではないかと思います。

そういう意味では、対処としては、後からではなくても事前に予測できるとか、これは普通はいけないのではないかなというように広く一般の人が認識できるような状況を、ガイドラインにしても何にしても、できるだけ備えておいて、最終的に訴えるというようなこと、余り日本人が得意としない行動を起こす前に、双方が納得できるような状況が強過ぎない形でできるといいかなと思います。

長くなりましたが、もし御質問にお答えいただければ、お願いいたします。

○中村委員長 どなたかこの質問に答えられる方はいらっしゃいますか。今度、事務局に整理をしてもらいましょうか。

○宮島委員 もしありましたら、よろしくをお願いします。

○中村委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、水越さん、お願いします。

○水越委員 ありがとうございます。

まず、資料2の5ページの「②報酬請求権付権利制限や著作権集中管理の在り方について」のところで、北欧等で導入されているように、日本においてより大きな範囲で著作物を管理するというのは若干難しいのではないかな。

管理する団体をより増やすということについては、「向かない」のではないかな。日本には、いろいろなアイデア、例えば、フィンテックとか、個別に少額を支払う仕組みとか、そういう新しい技術や仕組みがほかの委員会でも議論されているわけですが、著作物によっては、もっと直接取引を増やしていくとか、使った人にそのまま課金できるとか、そういう仕組みもどんどん出てくると思いますので、今から団体をたくさん設けましょうというのは、時間的に遅らせる要因になるのではないかなというところを少し心配していますので、その点を踏まえて検討していただければと思っております。

2番目に、田村先生のプレゼンの中で司法と立法の役割分担というお話があり、また、米国型フェアユースを導入しての裁判での解決が日本になじむかという議論もあったので

すが、別の観点で、司法に任せる場合の問題点としまして、例えば、米国ですと *amicus curiae* ですか、関係する団体がいろいろな技術の最先端のことについても、コメントをする機会が設けられておりますけれども、例えば、今日のデータベースについてあったような議論を裁判官の人に十分知ってもらった上でちゃんと判断してもらえるのかとか、次世代の知財制度をつくっていく中では、裁判制度も同時に進化していかないと、あとは裁判所に任せましょう、ということではこの問題が解決することにもならないと思いますので、同時に検討していくべき課題だと考えております。

最後に、3番目ですが、どの制度設計がいいかということについて、私自身はまだ決めかねてはいるのですが、同じく田村先生のプレゼンの中にありました米国のフェアユースを考えるにおいて、今後、transformative、変容的な価値をつくるインセンティブを与えられて新しいものができていくということが、世界的には増えてきていると考えておまして、今、著作者に対するインセンティブの調査結果があれば、知らせてほしいというお話がありましたけれども、どのようにインセンティブが与えられ新しい価値が生まれているかというのは、今後、受け皿規定をつくるにしろ、柔軟な規定を検討するにせよ、その要件を検討する上で参考になる情報ではないかと思えます。

以上です。

○中村委員長 ありがとうございます。

時間が迫ってきておまして、皆さんに確認の質問をしたいのですが、事務局のペーパーの2ページ目の「2. 検討の視点」のところは、結構大きな方向性を示しているのではないかと私は思うのですが、これでいいのかというのを聞きたいのです。

というのは、①として、ビッグデータの事前許諾をとるのは困難で、新規ビジネス創出のハードルになるとか、②として、複製等をやる時に、著作物を見たり、聴いたりすることではない利用形態を守るというのは、著作権法の趣旨と異なるのではないとか、3つ目に、新規ビジネスに対する萎縮効果というのがあるのではないかと等々のことが①～⑤まで書いてあるのですが、そういう認識でこの分野の議論をしていってよいのかというのが、大きな方向性を考える上で一番大事なことかなと思うのですが、皆さん、そのあたりはいかがでしょう。

もう一つ、事務局に伺いたいのですが、この議論は後でまたする機会はあるのですか。

○永山参事官 次回も御議論いただく予定にしております。

○中村委員長 わかりました。

では、皆さんで問題提起とか、論点というのを出示していただければいいと思います。

川上さん、お願いします。

○川上委員 今のところ、この中でウェブ事業者は私だけなので、ウェブでビジネスをやっている者の立場から言いますと、結局、今の世の中というのは、アメリカのほうでいろいろ日本のルールでは多分やってはいけないサービスというのがどんどん生まれていて、

それはグーグルに始まり、最近だとタクシーだとか、部屋を貸したりとか、そういうことまで含めて、日本ではやっていけないことをアメリカがやっていて、それがネット経由で入っていて、事実上、既成事実化されているという状況があります。これはもうグーグルの時からずっと続いているのです。

日本で幾ら反対しても、結果的には世界の流れには抗せないという現状があります。日本のウェブのビジネスをやっている立場からすると、同じ条件でやってほしい。本当は日本の権利制限が一番緩いほうがいいと思うのです。

基本、権利制限が緩いとビジネスが増えますので、例えば、日本の「サブカルチャー」や「クールジャパン」と言われているコンテンツというのは、やはり日本の表現規制が世界各国の中で緩いから大きくなったという部分がありますし、JASRACのような一括で許諾する仕組みがあるから、着メロビジネスという大きなビジネスが生まれた。世界の中で日本が緩いとビジネスが大きく拡大されるというのが基本的な構造だと思います。それが今、ネットの世界においては、全てそういう利点をアメリカが行使している。

私の個人的な感想を言いますと、実際この図書館の話というのがフェアユースでオーケーだとされるというのは、私は感覚的には相当おかしいと思います。相当踏み込んでいると思いますし、感覚的には相当ずるいサービスをやっていると思うのですけれども、これがフェアユースになってしまっているというのは、アメリカはそこに踏み込んで、そのビジネスの規模をとろうとしているということだと思うのですが、これはもうしょうがないから認めざるを得ないと思うのです。

この辺の議論が最終的にどのようになるかといいますと、日本では大体こういう議論というのは権利者団体が反対するのです。権利団体というのは今までだまされてきた歴史を持っていますから、何か新しいことがあって彼らの権利が少しでも制限されると、だまされると思って基本はもう全て拒否するのですよね。これは多分変わらないと思います。だから、その議論にならないようにしたほうがいいと私は思っています。

もう一つの問題というのは、日本の権利者というのは、海外に対してはやはり文句を言わないわけです。日本国内の文句を言いやすいところに文句を言う。

私たちがニコニコ動画をつくった時に仮説を立てまして、ユーチューブというものはもう既成事実になるだろう。世界で広まるだろう。それに対して日本の権利者が幾ら言っても、ユーチューブは広がってしまうだろう。だとしたら、日本語を話せる同じようなサービスが日本にあったら、日本の権利者は味方についてくれるのではないかと思ってニコニコ動画を始めたのですけれども、この仮説は半分当たっていて、半分間違っていました。

というのは、現状、長期的にはそのようになっていると思うのですけれども、短期的には海外に言えない憎しみを国内にぶつけるのです。だから、よりひどいことになる。

そうすると、これはやはり国内のプレーヤーとしてはすごくつらい話で、基本、新しいビジネスチャンスというのはアメリカの企業が日本市場もとってしまって、日本の国内プレーヤーは権利者の八つ当たりによって滅ぼされるという構造になるのです。

これは私はすごくよくないと思っけていまして、私が権利者側に対して言いたいのは、文句を言うのであればアメリカにも言ってほしいと。国内だけではなく、きちんとアメリカにも言うという覚悟でもって反対をしてほしいなというのを一つ思うのです。

これに関しては、権利者のほうも、現状のネットに関しての理解がだんだん進んできたと思いますので、アメリカとイコールな条件にすることに対してのアレルギーというのは少ないのではないかと思います。

ただ、いろいろな方式があると思っけていまして、日本はどうしようという議論になると必ずデッドロックに陥るので、私はアメリカと同じがいいと思っけています。アメリカとできるだけ同じにして、基本的にアメリカのフェアユースに準拠したものを導入して「もうTPPだからしょうがないのだよ」ぐらいのざっくりした説明ぐらいが、多分一番皆納得するのではないかと。

裁判になったらどうするかということだと思っけていまして、現状問題、裁判はそんなに起こらないと思っけています。アメリカとできるだけ近い制度にしておけば、裁判になった時、日本の裁判所はアメリカの判例をそのままパクることしか考えないと思っけていますから、独自のことに踏み込む勇気というのはなかなか持てないと思っけていますから、いろいろな選択肢がありますけれども、選択肢の議論は余りしないで、TPPが決まったこの瞬間に、短い議論で済むような形でざくっと導入していただけたらなというのが日本のウェブのプレーヤーからの意見です。

以上です。

○中村委員長 赤松さん、どうぞ。

○赤松委員 そのとおりだと思っけていのですが、ここに書いてあることでは、クリエイターに対する金銭的なフォロー等はよく考えられているのですけれども、どうしても足りないのは、権利者の気が済むかどうか、気持ちいいかどうかで済む場合もある。そちらのほうのメンタル的なフォローがどうも欠けている感じがするので、今回、我々は提言を何か出すと思っけていまして、そこを追加していけば、その成功率が増すのではないかなと思っけています。

○中村委員長 ありがとうございます。

では、山口さん、最後をお願いします。

○山口委員 では、私からも、今後の議論の方向性について、少し意見を申し上げたいと思っけています。今まで出たようなさまざまな権利制限・報酬請求権・集中管理等のオプションの可能性を広げていくのは、とてもよいことと思っけています。ただ、その一方で、制度論的にかなり細かな話に入ってきたという気もしますので、最初に横尾局長が指摘されたように、知財のそもそもの根源的な考え方に立ち返るといふ点について、なかなかそれは難しいのですけれども、その点に関連して私の考えを述べさせていただければと思っけています。

まず、具体的には、討議用の資料2の「大量の情報集積・活用型ビジネスと著作権制度について」の3ページ以下の「i. 米国型フェアユース」、「ii. 英国型フェアディーリン

グ」、「iii. デジタル・ネットワーク社会の著作物利用の特徴に着目した新たな権利制限規定」、「iv. 個別権利制限規定の迅速な追加」について、これはいろいろなもののバリエーションを組み合わせていくという趣旨かと思います。なかでも、ivは、これからどのような形での一般的な権利制限規定を入れるにしても必ず必要になりますので、これらは相互に排他的ではないことを前提にした上で、今後の個別課題の検討の中でも、特にiiiのところを、もう少し敷衍するとともに、一般化して膨らませていただければと思っています。

そして、ここで権利制限規定における柔軟性の確保が求められていますが、今までの議論でも、予測可能性ないしは予見可能性との関係で、できるだけ絞り込んで類型化していくとなると、もはやそれはアメリカ型のフェアユースのようなものとは違うのではないかとされて、堂々巡りとなりかねません。ですから、柔軟性そのものが目標というよりもむしろ、ある意味では柔軟性というのは手段であって、もっと大きくさらに先にある目的として、日本の著作権法の第1条で「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」と定められているように、「公正」な利用への留意を担保するための権利制限規定の柔軟性というのが重要になると思います。

ここでいう「公正」というのは、ある意味では、アメリカのフェアユースやイギリスのフェアディーリングと日本の制度とはそれぞれ形が違いますけれども、そこでの対抗利益間の調整において、社会的に見てこれはやはり「公正」ないし「フェア」だという利用については、制度上できちんと確保して萎縮しないようにしておこうという点では、アメリカ・イギリス・日本でも相通じるところがあります。この「公正」な利用への留意に関して、おそらく日本では、しっかりと守るべき権利者側の保護がなかなかできていないことの裏腹で、利用者側の利活用の円滑化も進んでいかないように思います。ここで、「公正」な利用とは何かを考える時に、いろいろな利用の類型の中でも、例えば教育等はもちろんわかりやすいのですけれども、必ずしも私的・非商業的なものだけでなく、やはりビジネスについても、イノベティブなビジネスで現行法の権利制限の個別規定でカバーされていないものが、将来、特に動きが早いネットビジネスや、デジタル化に関する領域で、たくさん出てくるという中で、社会的に見れば「公正」だと思われるようなラインのところの利用については、きちんと著作権法のもとで拾えるようにしておく、ないしはある意味では、正面からレコグナイズしておくというのも、重要なことと思います。

その際の規定の仕方として、例えば、アメリカのフェアユース規定では、敢えて、制度デザインの手段として、できるだけ判断基準に柔軟性をもたせるようにしてあると言えます。そうした手段としての柔軟性そのものを日本の現行著作権制度のもとで目指しても、先の予見可能性等の関係で課題があります。そこで、また先ほどの具体的な話に戻って、資料2の4ページ目のiiiに関して、これは概念的には議論があるところですが、権利制限のいわゆるバスケットクローズを置いて、個別規定で拾えないものでも著作権法1条にい

う「公正」な利用は捨てるようにしておくという選択肢については、さらに議論を深めることができると思います。もちろん、権利者側と利用者側の利益間の調整において権利の保護範囲をめぐって認められるか否かのグレーゾーンで合意できないところは、最終的には裁判所に行くこととなりますが、制度上でそうしたグレーゾーンでの「公正」な利用がレコグナイズされているかどうかというのは非常に重要です。ただ、今のところ、日本の著作権法では、権利制限の個別規定は、「限定列举」として解釈されてきています。

ちなみに、先ほどの許諾のシステムの話で、もちろん集中的に処理できれば、コスト面でも望ましいのですが、例えば、ある利用者が権利者側に許諾を求めても得られなかった場合に、それが教育等ではなく特に、ビジネスであれば、通常は利用しないことになるかと思えます。それでも、例えば、資料2の11ページに挙げられているアメリカの「パロディがフェアユースと判断された事例」の「プリティウーマン事件」を見ますと、利用者側が著作権者側に許諾を求めて得られなかったにもかかわらず行った商業的利用の許否をめぐって、パロディをどのように扱うべきかは難しいところですが、この事案は、フェアユース規定のもとでさまざまなファクターを総合的に考慮できるような柔軟な余地を残してあるからこそ、最終的に許容された、価値のある利用と言えるように思います。

先ほどの制度デザインの話に関して、そこでの価値判断として、新しいものや不確定なもの、また対抗利益間の調整がなかなかできないものについては、現行の制度に積極的に取り込むことは難しいとするのも一つの判断ですけれども、国際的なビジネスの競争力を確保するために何ができるかというアイデアを絞り出していくことも、特に比較法的観点から見ると、やはり日本政府の役割として重要なことと思えます。この委員会の今後の議論でも、公正な利用についてさらに個別にブレークダウンしていくというよりは、そもそも知財の根源にあるところでの議論も、かなり意識的に取り込んでいただければありがたいと思えます。以上です。

○中村委員長 さて、今日は事務局からかなり踏み込んだ整理をしてもらったなと私は思っているのですけれども、最後のほうで川上さんからより大きな論点もお出しいただきまして、もう一度この点についての議論のチャンスがあるということですので、そちらにも持ち越せればと思います。最後に、横尾局長から一言いただきたいと思えます。

○横尾局長 今日はいろいろ議論をいただきましてありがとうございます。

次回、今日のデータベースの話と後半の話の両方をもう一度やり、今日の議論をもう一回咀嚼したいと思えます。

次回22日まであと3週間ありますので、今日は時間が足りなかった面もあって、言い足りなかった委員の先生方もいらっしゃると思えますので、個別にやらせていただいて、なるべくもう少し方向性のたたき台になるようなものにさせていただいて、御議論いただくということにしたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

今日はどうもありがとうございました。

○中村委員長 次回以降の会合の連絡を事務局からお願いします。

○永山参事官 次回の会合は第3回になりますが、御案内しておりますとおり、今月22日の火曜日、16時から開催の予定になっております。年末で非常にお忙しいところ恐縮でございますが、御出席いただくようお願いいたします。

また、年明け以降の会合につきましては、現在、日程調整中でございますので、決まり次第、速やかに御連絡をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくようお願いいたします。

○中村委員長 では、閉会といたします。どうもありがとうございました。